めん羊、山羊、家兎若しくは家きんの臓器及び可食部分をひき肉し若しくは細切したもの（その使用量が食肉の使用量を超えないものに限る。）若しくは肉様の組織を有する植物性たん白を加えたものに、玉ねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ、調味料、香辛料等を加え又は加えないで練り合せた後、だ円形状等に成形し、食用油脂で揚げ、ばい焼し若しくは蒸煮したもの（食肉の原材料に占める重量の割合が50％を超え、かつ、植物性たん白の原材料に占める重量の割合が20％以下であるものに限る。）

2　1にソース（動植物の抽出濃縮物、トマトペースト、果実ピューレー、食塩、砂糖類（砂糖、糖蜜及び糖類をいう。）、香辛料等で調製した調味液（野菜等の固形分を含むものを含む。）をいう。以下同じ。）又は具を加えたもの

同表臓器及び可食部分の項中「じん臓」を「腎臓」に改め、同表具の項中「食肉をひき肉したもの等を練り合せた後、だ円形状等に成形したもの又はこれを食用油脂で揚げ、ばい焼し若しくは蒸煮したものの上部に載せるもの」を「チルドハンバーグステーキの項1に掲げるものに添えるもの（ソースを除く。）」に改める。

第三条第二号中「使用した原材料」の次に「（ソース又は具を加えたものにあっては、ソース又は具を含む。）」を加え、「アからウ」を「アからエ」に改め、「（ソースを加えたものにあっては、ソースを含む。）」を削り、同号ア中「ソース」の次に「及び具」を加え、㈠を削り、同号ウ中「ソースの原材料以外」を「ソース及び具の原材料以外」に改め、「ソースの原材料名の表示に併記して」の次に「、具の原材料に添加したものにあっては具の原材料名の表示に併記して」を加え、同号ウを第三条第二号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　具を加えた場合における食品添加物以外の具の原材料は、「具」、「付け合わせ」等の文字の次に、括弧を付して、「チーズ、ベーコン」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十五年六月三十日までに製造され、加工され、又は輸入されるチルドハンバーグステーキの品質に関する表示については、この告示による改正前のチルドミートボール品質表示基準の規定の例によることができる。

○消費者庁告示第四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第二項の規定に基づき内閣総理大臣がチルドミートボール品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十八号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十四年六月一日

消費者庁長官　福嶋　浩彦

第二条の表チルドミートボールの項中「次に掲げる」の次に「いずれかの」を加え、「（その使用量が食肉の使用量を超えないものに限る。）」を削り、「その他の野菜」の次に「をみじん切りしたもの」を、「蒸煮したもの」の次に「（食肉の原材料に占める重量の割合が50％を超え、かつ、植物性たん白の原材料に占める重量の割合が20％以下であるものに限る。）」を、「砂糖類」の次に「（砂糖、糖蜜及び糖類をいう。）」を加え、同表臓器及び可食部分の項中「じん臓」を「腎臓」に改める。

第三条第一号中「その食肉の名称を「チルドミートボール」と併せて」を「「チルドミートボール」の次に括弧を付して「ビーフ」、「ポーク」、「チキン」等の食肉の種類を」に、同条第二号中「使用した原材料を」を「使用した原材料（ソースを加えたものにあっては、ソースを含む。）を、次のアからウまでの区分により」に、「次の」を「それぞれ」に改め、同号アの中「一般的な名称をもって」の次に「、原材料に占める重量の割合の多いものから順に」を加え、同㈠中「（ソースの原材料を除く。）」を削り、同㈡中「（ソースの原材料を除く。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十五年六月三十日までに製造され、加工され、又は輸入されるこの告示による改正前のチルドミートボール品質表示基準第二条に規定するチルドミートボールの品質表示については、加工食品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第五百十三号）第四条第一号ただし書の規定にかかわらず、この告示による改正前のチルドミートボール品質表示基準の規定の例によることができる。

○厚生労働省告示第三百八十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表に第9部として次のように加える。

第９部　追　補　(5)

内　用　薬

品名	規格単位	薬価 円
（あ）		
局 アスピリン「日医工」	10ｇ	23.70
局 アムロジピン錠2.5mg「ＮｉｋＰ」	2.5mg１錠	13.50
局 アムロジピン錠５mg「ＮｉｋＰ」	５mg１錠	23.10
（え）		
局 ｌ―メントール「日医工」	１ｇ	22.80
塩酸ミノサイクリンカプセル100「日医工」	100mg１カプセル	28.00
局 塩酸ミノサイクリン錠50「日医工」	50mg１錠	14.90
（く）		
局 クエン酸「日医工」	10ｇ	13.80
（し）		
局 ジアスターゼ「日医工」	10ｇ	28.70
局 次硝酸ビスマス「日医工」	１ｇ	9.00
局 重質酸化マグネシウム「ＮｉｋＰ」	10ｇ	10.80
局 重質炭酸マグネシウム「日医工」	10ｇ	11.90
（せ）		
局 セファクロル細粒10％「日医工」	100mg１ｇ	10.50
局 セファクロル細粒20％「日医工」	200mg１ｇ	19.80
セファレキシン錠250「日医工」	250mg１錠	10.70
（に）		
局 乳酸カルシウム「ＮｉｋＰ」	10ｇ	27.80
（は）		
局 ハッカ油「日医工」	１mL	14.20
（ひ）		
局 ヒマシ油「日医工」	10mL	13.80
（ふ）		
局 ファモチジン散２％「日医工」	２％１ｇ	23.30
ファモチジンＤ錠10mg「日医工」	10mg１錠	10.50
ファモチジンＤ錠20mg「日医工」	20mg１錠	13.50
局 ブドウ糖「日医工」	10ｇ	13.20
（り）		
局 硫酸マグネシウム「ＮｉｋＰ」	10ｇ	8.00
局 リン酸ジヒドロコデイン散１％「日医工」	１％１ｇ	8.20